

長野保健医療大学 学則（抜粋）

（卒業に必要な授業科目の履修と単位数）

第 13 条 リハビリテーション学科の各専攻の卒業に必要な授業科目の単位数は、次の表のとおりとする。

区 分		教養科目	専門基礎科目	専門科目	合 計
学 理 専 学 攻 療 法	必修科目	19 単位	29 単位	－単位	48 単位
	選択科目	7 単位以上	7 単位以上	72 単位以上	86 単位以上
	合 計	26 単位以上	36 単位以上	72 単位以上	134 単位以上
学 作 専 業 攻 療 法	必修科目	19 単位	29 単位	－単位	48 単位
	選択科目	7 単位以上	8 単位以上	75 単位	90 単位以上
	合 計	26 単位以上	37 単位以上	75 単位	138 単位以上

2 看護学科の卒業に必要な授業科目の単位数は、次の表のとおりとする。

区 分	教養科目	専門基礎科目	専門科目	合 計
必修科目	15 単位	21 単位	76 単位	112 単位
選択科目	8 単位以上	2 単位	2 単位	12 単位以上
合 計	23 単位以上	23 単位	78 単位	124 単位以上

（学修の評価及び単位の授与）

第 14 条 授業科目を履修した学生に対しては、GPA 制度を導入し、学習の成果を S(90 点以上)、A (80 点以上 90 点未満)、B (70 点以上 80 点未満)、C (60 点以上 70 点未満)、D (60 点未満) の 5 段階で評価し、S、A、B、C を合格とする。

- 2 成績評価の厳格化のため、成績評価基準に GPA 制度を導入する。
- 3 前項に定める成績評価基準をもとに、履修単位の上限設定（CAP 制）を行う。
- 4 あらかじめ履修する旨登録された授業科目を履修し、合格した者には所定の単位を与える。

（試験）

第 19 条 試験は、履修した科目について、学期末に行う。ただし、教授会において特別に認められた授業科目は、この限りでない。

- 2 前項の試験のほか、教授会の議を経て臨時に試験を行うことがある。
- 3 正当な理由により受験できなかった者には、教授会で認められた限度内において追試験を行うことがある。

（試験の方法）

第 20 条 試験の方法は、筆記試験による。ただし、授業科目によってはレポート等の提出をもって試験に変えることがある。

（学位）

第 22 条 学長は、前条により保健科学部の卒業を認定された者に対して、学士（理学療法学・作業療法学）の学位を授与する。

- 2 学長は、前条により看護学部の卒業を認定された者に対して、学士（看護学）の学位を授与する。
- 3 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。